

～国民健康保険・国民年金だより～

国民健康保険と国民年金の手続きについて

就職や退職をしたときは、以下の手続きが必要です。

	就職したとき	退職したとき
手続き	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険からの脱退 (国民年金は自動喪失) 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険への加入 (任意継続者を除く) 国民年金への加入 (60歳以上を除く)
提出先	神崎町役場町民課 (来庁または郵送)	神崎町役場町民課 (来庁または郵送)
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類 社会保険資格取得日がわかるもの (資格確認書やマイナポータル画面) 古い国民健康保険の資格確認書 	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類 社会保険資格喪失日がわかるもの (資格喪失証明書等) 基礎年金番号通知書 離職票または雇用保険受給資格者証

※手続きは14日以内に行ってください。事情により14日を過ぎる場合は、ご相談ください。

短期人間ドック・脳ドック助成のお知らせ

町では、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入されている35歳以上の方を対象に、短期人間ドックと脳ドックの助成を行っています。

健康管理と健康の維持向上のためにも、ぜひご利用ください。

●対象者

- 神崎町国民健康保険または、後期高齢者医療保険の被保険者であること。
- 受検時の年齢が35歳以上であること。
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に未納がないこと。
- 当該年度において、集団健診及び個別健診を受検していないこと。

※人間ドックは1年度に1回、脳ドックは隔年度に1回の助成です。

●申込み

医療機関にて予約後、必ず受検前に町民課国保年金係へ申請してください。申請様式は町民課または、町ホームページにあります。

※受検後の申請は受付できません。

●医療機関と検査項目

検査医療機関は本事業の目的を達成できる日本国内の医療機関であること。

人間ドックについては、次の検査項目を最低限実施してください。

- ①問診
- ②身体測定 (身長・体重・腹囲)
- ③血圧測定
- ④血液、尿の検査
- ⑤心電図
- ⑥眼底検査

●助成金額

- 人間ドック：検査費用の7割
(限度額33,000円)
- 脳ドック：検査費用全額
(限度額20,000円)

●問合せ 町民課国保年金係 ☎ 2 1 1 3